

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第20回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成17年7月29日（金） 午後1時30分

場 所 大河内町保険福祉センター
2階 福祉講習室

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	出
	岡本 坦	中播磨県民局長	欠

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成17年 7月29日(金) 開会 13時32分 閉会 16時05分		
開催場所	大河内町保健福祉センター 2階福祉講習室		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 報告	2 会議結果	
	報告第41号	町の廃置分合処分決定書及び官報告示について	承認
	報告第42号	平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出決算報告について	承認
	報告第43号	神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	承認
	報告第44号	神崎町・大河内町2町合併に伴う特別職等報酬等検討委員会の答申について	承認
	報告第45号	町章選定委員会の報告について	承認
	報告第46号	事務事業調整報告について(その1)	承認
報告第47号	事務事業調整報告について(その2)	承認	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成17年 7月29日		署名委員 廣 野 正 印 藤 原 博 一 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>こんにちは。</p> <p>真夏日の候ということで、大変暑い中、また久しぶりの合併協議会でございます。</p> <p>そういうことで、第20回の神崎町・大河内町合併協議会をご案内いたしました。皆様方には大変ご多用で、また暑い中、お繰り合わせの上ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、小寺議長さんの方からごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも皆さん、こんにちは。</p> <p>非常に暑い中、本日はどうもご苦労さんでございます。</p> <p>合併協議会、前回は5月2日に開催をされておりますので、約2カ月ぶりの開催ということになります。その間に、特に行政の方で各分科会等で精力的にいろいろと精査をしていただきまして、ようやく合併協議会に報告できるものが幾らかそろったということで、本日の開会の運びとなっております。</p> <p>ということで、今日につきましては、報告事項は非常に多いんですけども、非常に暑い中でございますので、できるだけ早く終わりたいというように考えておりますので、皆様方のご協力を特にお願いをいたしまして、あいさつといたします。ありがとうございました。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、上野副会長からごあいさつをいただきます。</p>
上野（副会長）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>大変、ご苦労さまです。大変暑い日が続いておりますし、また皆さんそれぞれいろいろご多用の中を第20回合併協議会に出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、前川先生、大変お忙しい中をありがとうございます。</p> <p>心配をいたしておりました台風7号も大きく予想進路を変えてくれまして、むしろもう少し雨を降らしてくれたらよかったですのではないかとさえ思います。田んぼの方も出穂時期を迎えており、秋の実りを期待するところです。</p> <p>さて、2町合併についても、本日の報告にもありますが、組織・機構、とりわけ神崎市庁舎、大河内保健センターの機能について明確に整理をいたしました。</p> <p>合併協議会での市庁舎の合意事項は、保健・福祉分野の住民サービスに直結をする現業的部分で、管理監督部分はあくまでも本庁舎と、こういうふうな大きな表現でのくくりでありました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>前川（顧問）</p>	<p>しかし、効率的に事務運営を考えたときには、なかなかそのような状況ではなりませんので、私の方から足立町長に、今まで言ってきたことは少し変わりますけども、機能分担、言い方をかえれば一種の分庁舎方式でそれぞれの役割分担を明確にして、なおかつ住民サービスを低下させない配置を行うのが適当ではないかというふうに申し上げました。</p> <p>具体的には、神崎市庁舎の中に総合窓口の地域局と健康福祉課を設置をし、その健康福祉課の中に大河内保健センターを位置づける、また同時に社会福祉協議会も本部を神崎支庁舎内に、その出先、窓口を大河内保健センターに置くことといたしました。</p> <p>また、組織・機構の整備に伴い、5月中旬には管理職員に対して、そして7月4日、5日にかけては一般職員の内示行為を行いました。臨時嘱託職員の扱いについて、若干残っていますが、新町発足に向けての準備は整ったのではないかなというふうに考えます。あとは、新町誕生までに調整をすとした事務事業をその組織・機構、人事体制の中で精力的に進めるだけということになっています。</p> <p>また、事務事業の調整ですが、今日の報告第46号、第47号を見てもらえばわかりますが、また今現在財政シミュレーションの見直しも行っております。新町では、大変厳しい財政運営を考え、住民サービスのあり方、事業の執行等、住民負担のあり方を考え、どちらかと申し上げますと、本日の報告の農林水産関係、建設関係、上下水道関係の調整結果は、負担は多く、補助金の部分については少なくなっているのではないかなというふうに思います。</p> <p>すべての事務事業の調整がそうなるわけではありませんが、多分そのような傾向になるというふうに考えてもらってもよいのではないかなというふうに思います。しかし、そのような中でも、少子・高齢、過疎、地域振興に対して、積極的に、メリ張りのきいた、小さくてもきらりと光るまちづくりを進める必要があるというふうに考えます。</p> <p>本日の合併協議会の中でも、是非、積極的なご発言をお願いをいたしまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日、大変ご苦労さまです。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、お忙しい中を出席いただいております顧問の前川先生からごあいさつをいただきます。</p> <p>ご指名をいただきました県会の前川でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>小寺（議長）</p>	<p>非常に厳しい暑さの中、このようにして合併協議会、皆様のご出席のもとに開かれますことを心からお喜びを申し上げます。</p> <p>小異を捨てて大同につくという言葉がございましたが、そのような方向でいろいろご検討を願ってここまでこぎつけてこられました。皆さん方に、心から敬意を表するところでございます。</p> <p>兵庫県は、いろいろな形でこの支援をしているところでございますけれども、やはりそれぞれの町が、またそれぞれの市が、どのように新しいまちづくりをしていくか、そういうことに大きな夢をはせているところでございます。</p> <p>兵庫県も、この8月1日に井戸県政の2期目が始まります。今、町長からも少子・高齢化ということがありました。特に、この山間部に入りますと、どうしても高齢化率が上がっていく、そして少子化傾向にある。この少子化にどうしても歯どめを作ろう、作らないかと。ということで、今度新しく兵庫県では少子化局と、少子化に対応する新しい局を設けると、こういうことで多分今日明日じゅうぐらいにはマスコミに報道されるのじゃないかと思いますが、井戸知事が新しくそのような少子化に対して取り組む姿勢を表明をいたすことになっております。</p> <p>そのように、兵庫県も大きく変わっていき、また今新しく市町が誕生して29市12町になっている。私が町議会におりますとき72町あったんです、町が。まだ丹波篠山が合併していない時期には72町ある。それが19町になってしまった。そういうふうに大きく変わっていく中ではございますけれども、この合併協議会、神河町のすばらしい門出と、そして皆さん方の今後のたゆまぬフォローアップ、またお力添えを得てすばらしい町ができますように心から念ずるところであります。</p> <p>簡単ですが、私の方からそのようなことを申し上げましてごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、藤原昇委員さんから欠席の連絡をいただいておりますので、ここに報告を申し上げます。</p> <p>それでは、議長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日配付されております会議次第に従いまして進めてまいります。</p> <p>本日の出席は、委員28名中27名の委員さんに出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、会議は</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>成立いたします。</p> <p>それでは、ただいまから第20回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員に、廣野正委員、藤原博一委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>恒例に従って、本日も発言の際は町名とお名前をお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それでは最初に、報告第41号町の廃置分合処分決定書及び官報告示について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長。</p> <p>ご苦労さまです。</p> <p>それでは、私の方から報告第41号町の廃置分合処分決定書及び官報告示につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>町の廃置分合処分決定書及び官報告示について報告する。</p> <p>平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、前回の合併協議会におきましても、合併協定の調印後の廃置分合に係りますスケジュールの予定といったものを配付を一度させていただいております。</p> <p>そういった中で、3月11日に合併協定の調印を行っていただき、両町の議会において関連する議案の議決をいただき、県知事の方に申請をさせていただきました。</p> <p>そして、去る6月10日でございますけれども、本日お見えいただいております前川先生にもお世話になりながら、県議会の方でこれらの議決をまずいただきました。</p> <p>そして、6月14日に、兵庫県庁の方におきまして、足立町長、上野町長出席のもと、井戸知事の方から、資料2ページでございます町の廃置分合処分決定書、これをいただいたところでございます。</p> <p>朗読をさせていただきます。</p> <p>町の廃置分合処分決定書。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年11月7日から神崎郡神崎町及び同郡大河内町を廃し、その区域をもって新たに神崎郡神河町を設置する。</p> <p>平成17年6月14日、兵庫県知事井戸敏三。</p> <p>という処分決定書をいただいたところでございます。</p> <p>この処分決定書をいただきました後、右側の3ページの方で、平成</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>17年7月7日官報というもので第4130号におきまして、国の総務省の告示第744号におきましてこれらの行為が告示をされたところでございます。</p> <p>その右下の方には、地方自治法の関係条文をつけさせていただいております。これらで合併の効力がすべて整ったというところでございます。</p> <p>この後、官報告示を受けまして、9月から10月にかけて行われます兵庫県議会におきましてこれらの条例が提案され可決されますと、いよいよ11月7日、神河町が誕生するという仕組みになってまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第41号の件につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>特にないようですので、次に報告第42号平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出決算報告について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>報告第42号平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出決算報告について。</p> <p>平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出決算について報告する。</p> <p>平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>もっと早くにこの決算につきましては委員の皆様方にご報告すべきでございましたが、5月11日に16年度の監査をいただいております。その後、合併協議会の方が開催をされませんでしたので、本日に至ったところでございます。</p> <p>資料5ページの方では、5月11日に監査を受けました報告書の写しをつけさせていただいております。神崎町・大河内町合併協議会の監査委員でございます井上秀樹様、藤原建様のお二人に5月11日に監査をいただいたところでございます。</p> <p>それで、資料少し飛んでいただきまして、8ページの方からご説明をさせていただきたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、この決算報告書の歳入の方ですけれども、これまでもご説明を申し上げておりますように、まず歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金ということで、両町からの負担金を上げさせていただいております。16年度は1,721万5,000円、神崎、大河内が合併協議会の方に負担をされております。それはすべて3,443万円受け入れております。</p> <p>次に2つ目に、繰越金ということで、平成15年度からの繰越金でございまして、143万828円収入をさせていただいております。</p> <p>それから3点目に、諸収入といたしまして預金利子と雑入という項目を上げさせていただいておりますが、預金利子が63円つきましてその分を計上させていただいております。したがって、16年度の歳入の総額は3,586万891円でございます。</p> <p>次に、歳出の方ですけれども、まず総務費の会議費の方からご説明をさせていただきます。</p> <p>予算の減額というところを見ていただきまして、1,184万6,000円の予算現額に対しまして支出済額877万9,758円、不用額が306万6,242円でございます。主なものは、こちらの会議費からは委員さんへの報酬、それから費用弁償、会議費の需用費、委託料、会議録を作成いたします委託料という項目で予算を執行いたしましたところでございます。</p> <p>まず、報酬につきましては、663万円の予算に対しまして558万4,500円の支出をさせていただいております。不用額が104万5,500円の不用となっております。この不用の主たるものとしたしましては、当初の開催日数よりも減少しましたものと委員さんの欠席による不用というところでございます。</p> <p>旅費につきましては、171万6,000円の予算現額に対しまして144万5,400円支出をいたしております。不用額27万600円でございます。</p> <p>11の需用費、50万円の予算に対しまして28万7,946円、21万2,054円の不用額を出しております。これは消耗品費並びに印刷製本、またそういったもので多額の経費を要しなかったというのが不用の主たるものでございます。なお、その中で、食糧費と銘打っておりますが、現在よく新聞等で問題になりますこの食糧費でございますが、当合併協議会の方はこの食糧費はお茶代でございますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>13節の委託料につきましては、300万円の予算に対しまして1</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>46万1,912円の支出をいたしております。153万8,088円の不用を出しておるところでございます。これは会議等の議事録を作成するための経費でございます。当協議会並びに小委員会等の会議の時間数が計画よりも少なく抑えられることができましたので、このように残になっておる状況でございます。</p> <p>続きまして、事務局費でございます。事務局費904万2,000円の予算現額でございます。トータルが713万7,605円、190万4,395円の不用となっております。</p> <p>主な項目といたしまして、まず3節の職員手当等、300万円の予算現額を持っておりまして、185万4,286円の支出をいたしております。これは職員の時間外勤務手当を想定させていただいたんですけども、当合併協議会並びに委員会等の開催をできるだけ委員皆様方のご協力により平日にさせていただいたところで、土、日開催、そのあたりが少なく済んだということが不用として余りました主たる原因でございます。</p> <p>それから、7節の賃金につきまして、210万5,000円に対しまして171万7,957円、38万7,000円ほど不用が残っておりますが、これは本年3月末をもって私どもの協議会の方で事務をつかさどっていただいております植野さんが退職をされたわけなんです。16年度中の出勤の状況によりこの残になったということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>次に、次のページをおめくりいただきたいと思っております。</p> <p>12節の役務費の方で、予算現額34万円に対しまして支出済額17万6,852円、16万3,148円の不用を出しております。この中では、特に通信運搬費といたしまして、資料の送付をできるだけ委員の皆様方に手渡しをさせていただいて郵便代を削減しようということの成果でこの不用が出たところでございます。</p> <p>次に、14節の使用料及び賃借料におきましては、226万2,000円の予算現額に対しまして支出済額215万2,726円、10万9,274円の不用ということでございます。この主たる不用の主なものといたしましては、職員並びに合併協の関係での出張等の通行料及び駐車料の金額が支出が多くな、不用となったというところでございます。</p> <p>次に、2款の事業費でございます。事業費の方といたしましては、1,493万9,000円の予算現額に対しまして1,422万2,000円の支出がございました。不用額71万7,000円というこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>奥野委員</p> <p>小寺（議長）</p>	<p>とでございます。</p> <p>こちらの経費の主なものといたしましては、8節の報償費ということで11万円、予算現額どおり執行させていただいております。こちらの経費の主たるものは、本年3月11日に調印式の際、新町名称の選考に選ばれました方への17名分の方のお礼と、それから調印式の司会者へのお礼ということで11万円支出をさせていただいております。</p> <p>13節の委託料につきましては、1,482万9,000円の予算現額に対しまして1,411万2,000円の支出をさせていただいております。不用額71万7,000円ということでございます。これは、まず新町建設計画でございます、577万5,000円支出をさせていただいております。次に、例規・事務事業の一元化でございます。第一法規という会社の方と委託契約をさせていただきまして92万4,000円、住民啓発の作成業務委託料ということで342万3,000円、ホームページ、合併協だより、こういったものでございます。それから、電算システムの総合調査の基本計画の作成業務ということで、多額の経費を要する電算のそういうソフト的な部分をコンサル業者に委託をさせていただきました経費399万円でございます。</p> <p>以上が歳出の主なものでございまして、5ページの方に戻っていただきまして、歳入総額3,586万891円、歳出総額3,013万9,363円、歳入差し引き572万1,528円ということで、少し不用が多く感じるわけでございますけれども、これらにつきましては平成17年度の方に繰り越しをさせていただくというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました報告第42号について、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思っております。ご質問等ありませんか。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の奥野でございます。</p> <p>ちょっと、数字的にはどうこうないんですが、備考欄の歳出の総務費、旅費ですけれども、監査委員費用弁償8万8,000円となつとる。ちょっと、これはミスプリントやないかと思っております。ちょっと、訂正をお願いしたい。</p> <p>浅田次長。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	ご指摘のとおりでございます。申しわけございません。ミスプリで8,800円の間違いでございます。申しわけございません。
小寺（議長）	ほかにありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようですので、次に移りたいと思います。 次に、報告第43号神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、事務局の説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	浅田次長。 報告第43号神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。 神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更したので報告する。 平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 この報告につきましては、人事異動によるものでございまして、本年17年7月1日付をもちまして、合併協議会の方に神崎町の企画振興課の主事でございます藤原弘子さんが7月1日から合併協議会の方に来ていただいて、合併協議の特に予算関係に係ります事務を行っていただいております。 それらにつきましては、事前に両町長の協議を行いまして、本年7月1日から来ていただいとるところでございます。そのための報告でございまして、12ページは、その協議書の変更部分でございます。13ページ、14ページは、それらに係ります組織の変更の表でございまして、藤原弘子さんが来られたことによる報告ということでございます。
小寺（議長）	以上でございます。 ありがとうございました。 それでは、新しくなられました藤原さんの自己紹介があるそうですので、お願いいたします。
藤原（主事）	失礼します。7月から合併協議会事務局でお世話になっております神崎町の藤原です。よろしく願いいたします。
小寺（議長）	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました報告第43号につきまして、何かございましたらご質問をお受けをいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>特にないようでございますので、次に移りたいと思います。</p> <p>続いて、報告第44号神崎町・大河内町2町合併に伴う特別職等報酬等検討委員会の答申について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長。</p> <p>それでは、報告第44号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>神崎町・大河内町2町合併に伴う特別職等報酬等検討委員会の答申について。</p> <p>神崎町・大河内町2町合併に伴う特別職等報酬等検討委員会の答申について報告する。</p> <p>平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>この答申内容等につきましては、昨年、平成16年、17年と書いております、申しわけございません。平成16年8月25日に開催をいたしました第9回合併協議会におきましてご承認をいただいた内容のもとに、この検討委員会を設置をして検討してまいったものでございます。</p> <p>特に、検討する内容といたしましては、新町における報酬額等を協議するに当たっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議するというので、合併協議会の方でご承認をいただきました。</p> <p>そして、本年5月24日に、両町の検討委員会の設置に係る協議を始めて、委員会の規定、また委員さんの選出方法につきまして両町長に協議をしていただきまして、両町から5名ずつの委員さんをお願いし、それぞれから委嘱をしていただき、検討を重ねていただきました。</p> <p>検討回数は3回ございまして、第1回目が6月17日、2回目が7月4日、3回目が7月13日ということで、3回、大河内町の役場の方で、夜の会議になりましたが検討をいただきました。</p> <p>そして、去る7月22日、神崎町のケーブルテレビネットワーク局舎の方におきまして、新町の町章の選定委員会がございまして、その途中の時間に会長並びに神崎町の区長会の秋山会長さんの方とお二人で答申書をお渡しいただいたということで報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>その答申内容につきましては、16ページ以降の資料でございまして、少し内容の説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、16ページの方では、両町長に対しての答申ということで、それぞれ委員さんの署名捺印をいただきまして、会長は当合併協議会</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の委員でもございます大河内町の区長会町の岩本精介さんに就任をいただき、商工会長、婦人会長、また企業に働かれておられる方、そういう方の委員選出をいただきながら、答申をさせていただいたところでございます。</p> <p>そして、17ページの方では、その答申の内容ということでございます。</p> <p>まず、答申に至るまで3回の検討会を開催されております。そして、10名全員の方の意見の一致を見ましたので、答申をするということでございます。</p> <p>答申に至ります経過といたしまして、まず基本的には本委員会は神河町の特別職等の報酬額を設定するに当たり、委員相互の共通認識が必要であるという観点に立ち、現行の神崎町並びに大河内町の特別職等の報酬額、そして近隣町、市川町、福崎町等の額、そして県内の類似団体、人口が約1万3,000人ぐらいの町ですけれども、そういったところの特別職等の報酬額、それから合併されたところの先進市町の事例、一般職の職員の給与の額並びに新町建設計画におきます財政収支の見通し、そういった資料を委員様に説明をさせていただき、共通理解をする中で検討をしていただいたところでございます。</p> <p>もとより、報酬額の検討結果につきましては、報酬とは本来職務と責任に比例した対価であると。それから、住民にとって理解を得られやすい額にするべきであるとの認識を持って検討をされたところでございます。</p> <p>また、特別職等の報酬は、両町とも、特に大河内の方は毎年度見直しをされており、そういう現状がありますので、今回は特に合併直後はいろいろ混乱することも予測をされますので、今回の答申につきましては平成17年度と平成18年度、いわゆる平成19年3月末までの答申として検討を行うことをされたというところでございます。</p> <p>18ページ、19ページに、その検討の経過が記載をされておりますので、またごらんいただければと思います。</p> <p>特に、合併に係ります今回の報酬額等を決めるに当たりまして、大きな問題となりましたのは、当協議会におきましては議会議員さんは来年の4月末までの在任特例、それから農業委員さんは3月までの在任特例といったものが決定になっております。それと、新町におけますその特例後の額との差、そういったものが他の合併協ではいろんな取り扱いがされておりましたので、そのあたりにつきましても当検討委員会ではいろいろ検討いたしましたけれども、基本的に在任特例期</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>間中とそれが切れた後の額についての差は設けないということに設定をさせていただいたところでございます。</p> <p>それから、議会の方におきましても、大河内町では、特に常任委員会の委員長報酬、そういったものがございまして、神崎町にはございませんでした。それらをどう取り扱うべきだということで議論をいただき、大河内町の例によりそれらの額を置くということに設定をさせていただいております。</p> <p>それから、たくさんの日額の委員さんの報酬がございまして。選挙関係も含めて、本日の合併協のような形の委員さん、それから各種の福祉・保健、また総合計画の委員さん、そういった日額の委員さんの額につきましては、現在、大河内町の方で一日のうち4時間という単位を設けておまして、4時間未満の会議の場合はその日額の半額にするという制度を採用するか否かということにつきましても議論をいただき、大河内町の方の日額の4時間未満は2分の1とするということを採用する答申を出していただいたところでございます。</p> <p>また、消防団、それから特に郡の医師会、そういった特殊な形で報酬を決められておるところにつきましては、そちらの機関の方にゆだねるという形をとらせていただいたところでございます。</p> <p>これらが主な経過でございまして、20ページ、21ページに、答申案として、今両町長にお渡ししております報酬額の一覧表でございます。</p> <p>町長につきましては80万円、助役64万円、収入役58万円、町長職務執行者80万円。議会、議長31万5,000円、副議長23万5,000円、常任委員長及び議会運営委員長22万5,000円、議員さん22万円、教育委員さん、以下そのような形でさせていただいております。</p> <p>そして、特に選挙関係につきましては、ここに日額選挙長以下挙げておりますが、国の一つの参考基準がございまして、それでいろいろ議論をしていただいて、検討をさせていただきました。国の基準はもう少し少ない額ではあったんですけども、食事代の関係とかいろんなことが両町違いましたので、この額に設定をさせていただいたところでございます。</p> <p>それから、日額の関係につきまして右側の方に挙げておりますが、大河内の方ではそれぞれの会の会長なり委員長は通常の委員さんより500円高かったんですけども、それらは今回神河町においてはなしということで、委員さんすべて同額の額にさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>す。</p> <p>そしてなおかつ、4時間未満については2分の1と、額にしていくということになっております。</p> <p>それから、下の方で空欄の部分につきましては、先ほど説明しましたように、それぞれお医者さん、また消防団につきましては、現在消防審議会というものが両町で真剣に議論をされておりますので、そちらの方にゆだねておるといふことにさせていただいております。</p> <p>22ページの方では、神崎町、大河内町、それから神河町の案ということで比較表をつけさせていただいております。参考までに見ただければと思います。</p> <p>以上、答申案につきましては報告を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました報告第44号について、ご意見、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p>
上垣委員	<p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の上垣です。</p> <p>2点ほどちょっと確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>1点目は、まず神河町の特別職の報酬額一覧表、これは20ページ、21ページということで記載されてます。それで、先ほどの説明の中で、22ページについては神崎町・大河内町両町比較案とともに一応神河町の案ということで作成されておりますけれども、いわゆる20ページ、21ページとこの22ページの答申案の整合のことですけれども、まず町という記載の中で、22ページの答申案の中では教育長さんという欄があるんですけども、この20ページの中では教育長さんという欄がないのはどういうわけなのかということと。</p> <p>もう一点、農業委員会という欄で、一覧表では会長という表記なんですが、22ページでは委員長ということになっておりますが、こちらはどういう理由でこういうふうな表現になっておるのでしょうか。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>まず、1点目のご質問でございます20、21ページの資料と22ページの整合性といった中で、まず町の教育長という部分でございますけれども、本来我々の中では教育長さんというのは一般職、私どもと同じ扱いになるんですけども、特別職という中には入らなくて、たまたま入るところがこういうところに入れておるといふことと、大体通常、私ども神崎、大河内の場合ですと、これまで収入役さんの額と同様の額を答申させていただいておりますので、その収入役の額に準</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>付託をされております、その第1回、第2回の委員会が開催されておりますので、その概要を簡単に報告申し上げます。</p> <p>まず、第1回新町町章選定委員会につきましては、去る5月20日金曜日午前9時30分から、神崎町のケーブルテレビネットワーク局舎におきまして、10名の全員の委員さん出席のもと開催をいたしました。</p> <p>また、この町章選定委員会は、新町名称・庁舎等検討委員会のメンバーがそのまま引き続き構成されたものでございます。当時の藤原昇委員にかわって、第1回目から藤原博一委員さんが委員に加わっていただいたところでございます。</p> <p>会議の内容につきましては、委員会のあり方について、また委員長及び副委員長の互選、そして町章の選定の要領、募集のチラシ、選定スケジュール等について協議をいただいたところでございます。</p> <p>次に、第2回の新町町章選定委員会につきましては、去る7月22日午後1時30分から、同じく神崎町のケーブルテレビネットワーク局舎で、これまた全委員さん出席のもと開催をいたしております。</p> <p>まず、町章の応募状況であります、北は北海道から南は沖縄まで全国384都道府県から、合計834点の作品が寄せられたというふうに報告を受けました。この選定方法について協議をいただいたところでございます。</p> <p>まず、選定委員会は、我々10名の委員でございますが、前回、すなわち第1回目の委員会の際に10名では少な過ぎるのではないかという意見がございましたので、10名の構成委員に加えて各町から2名ずつ役場の職員に加わっていただくということで、計4名増やして14名の委員で選定作業に移ったわけでございます。何しろ、件数が大変多いために、場所をかえまして神崎中学校の体育館をお借りして作品の選定を手がけたところでございます。当日は、74点まで絞り込みをいたしました。ここらの模様につきましては、詳細なことを含めて、私が申し上げますよりも事務局が掌握をいたしておりますので、事務局から詳しく報告をさせていただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、補足説明を事務局、お願いをいたします。</p> <p>それでは、委員長がある程度報告をいただきましたので、私の方からは24ページからに少し説明を戻らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、当合併協で承諾をいただきまして、5月20日の日に町章の</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>選定委員会ということで会議をさせていただきました。</p> <p>その際に、募集要領等に係ります詳細を委員さんの中で決定をいただき、新町の将来像でございます「ハートがふれあう住民自治のまち」にふさわしい町章を制定することを一つの今回の目的にしていこうということにいたしております。</p> <p>そして、特によく使用いたします町旗、バッジ、封筒等に使用できるデザインということで、色につきましては4色以内、そしてグラデーションといいますか、ぼかしや濃淡であらわしたものは不可ということでさせていただいております。</p> <p>そして、公募につきましては、全国公募ということでインターネットを活用させていただき、834点のご応募をいただきました。</p> <p>当初は、募集を6月1日からかけたわけですがけれども大変数が少なく、両町のこれから新町を担う中学生にもひとつご協力をお願いしたいということで、多くの作品の協力をいただいたところもございます。</p> <p>そして、この協議会の中でご承認をいただいております懸賞の関係ですけれども、最終的には、この合併協議会の方でノミネートいたしました作品を、恐らくまた皆様方に絞り込んだ最終のものを投票という形でお決めいただく形になるかと思います。</p> <p>その最優秀の作品につきましては、今回賞金は20万円ということにさせていただいております。そして、残り4点につきましては、一応優秀賞ということで各2万円、計5作品をこういう形で懸賞をつけさせていただいております。</p> <p>この作業につきましては、現在74作品を絞り込んでいただいておりますので、この後8月いっぱいを目途に第2弾、第3弾の絞り込みをさせていただいて、少し時間をとってこの類似的なマークの調査をしなければなりません。7月の下旬に豊岡市の方で、市章が決まっておりますながら、類似した商標といいますか、マークということで最優秀の方が辞退をされたという記事が載っておりましたので、最終的に絞り込みを町章選定委員会で行いましたものにつきましては、その類似の調査をコンサルの方をお願いをして、大丈夫だということで確認がとれましたら、当合併協議会の委員さんの方で最終投票を行っていただくという予定をさせていただいております。8月いっぱいを目途に、できるならば決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>今後のスケジュール案を26ページに、これは5月20日につけさ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>せていただいたスケジュールですけれども、こちらの方からは少し定期的に遅れてはありますが、できるだけ早期に決めさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、27ページの方につきましては、先ほど委員長から発表ありました834作品、応募人数は472名ございました。内訳は、神崎町76人、大河内町178人、神崎、大河内を除く県内は32人、県外から186人ということで、各県外の内訳なども掲載をさせていただいておるところでございます。</p> <p>去る7月22日、大変暑い中、第1次選考ということで神崎中学校の体育館に834作品すべてを並べまして、第1回目は139作品まで絞り込んでいただきました。そして、その次に1人10ポイントということで上位の作品を選びまして、74作品まで現在絞り込んでおるとい状況でございます。</p> <p>今後、この作品を30作品前後に絞り込み、その後、選定の作品の候補まで絞れるかどうかというところを町章の選定委員会の方でやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまそれぞれ報告がございました町章の選定について、何かご質問等がありましたら、お受けをいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、報告第45号につきましてはこれで終わりたいと思います。</p> <p>約1時間ほどが経過をいたしましたので、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。</p> <p>午後2時26分 休憩</p> <p>午後2時46分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が参りましたので会議を再開をいたします。</p> <p>それでは続きまして、報告第46号事務事業の調整結果の報告について（その1）につきまして、7件を一括して事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、報告第46号についてご説明申し上げます。</p> <p>事務事業の調整結果の報告について（その1）。</p> <p>合併協定において、新町発足までに調整するとされた項目の調整結果について報告する。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>これまで合併協議会におきまして新町発足までに調整をしまいるという項目を合併協議会の方に報告していくということが決まっておりますので、両町の正・副分科会長さんを中心に、現在精力的に取り組んでいただいております。</p> <p>今回、7件の項目につきまして出てまいりましたので、ご報告申し上げたいと思います。</p> <p>まず1点目が、29ページの方でございます。</p> <p>農林水産関係事業の関係で、林道・治山事業の取扱いについてということで、第10回合併協、昨年9月14日にご承認をいただいたものでございます。</p> <p>林道及び作業道の維持・修繕に係る地元負担につきましては、新町の財政計画の状況を勘案し、新町発足までに調整する。</p> <p>次に、ご訂正をいただきたいんですが、「林業」ではございません、「林道」、道の方でございます。林道事業の地元負担金については、財政状況、財政計画、財政状況等を勘案し、新町発足までに調整するという項目がございました。</p> <p>これらを受けまして、両町の正・副分科会長を中心とした調整の中で方針が出されてございます。</p> <p>まず、林道関係につきましては、幹線林道としまして大河内で4路線、神崎町で3路線ございます。幹線林道の維持・修繕事業に係りまず地元負担は徴しない、いわゆるなしにということで調整がされてございます。大河内町では、これまで一部負担がございました。それらはすべてなしということにさせていただいております。</p> <p>その他林道ということで、幹線林道以外の林道台帳に登載をされておる林道ということでございます。開設・改良・舗装は、予算の範囲内におきまして補助事業において国とか県、そういった補助事業に採択をされました事業に限り、実施をいたします。その場合、地元負担は30%以内といたします。また、維持・修繕に係る地元負担は50%とするということで、林道関係についての調整をいただいたところでございます。</p> <p>次に、作業道の場合でございます。作業道は地元管理とし、町が認定した作業道につきましては、維持・修繕に係る費用のうち50%を限度として、予算の範囲内で町が補助をするということにさせていただいております。予算の範囲内で町が補助をしていくということで</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ございます。</p> <p>神崎町におきましては、これまですべて地元管理、地元対応ということになっておりましたが、これらにつきましては新町では予算の範囲内で一部補助をしてまいるといことで調整がなされたところでございます。</p> <p>次に、治山事業に係ります地元負担についてでございます。こちらの方につきましても、新町の財政状況を勘案して、新町発足までに調整するという項目でございました。</p> <p>その調整結果につきましては、県の補助事業に係る地元負担金は補助事業のその残りの3分の2とするということで調整をされております。補助事業の残、残りの3分の2ということに調整をいただいております。</p> <p>次に、町の単独事業、いわゆる補助事業とかそういったものがかまない町の単独事業に係ります地元負担金は2分の1ということでございます。2分の1とするということでございます。こういう形で、まず調整をされました。</p> <p>次に、同じく第10回の合併協議会で協議承認をいただいております建設関係の事務事業(その2)の項目で2つございます。</p> <p>まず1点が、調整項目といたしまして公園等の補助制度及び補助率については、これも財政状況を勘案し新町発足までに調整することをご承認をいただいております。</p> <p>そして、調整の結果につきましては、新規事業、全く新しい事業についてのみ、それも用地費を除く事業費の2分の1を補助をいたします。用地費を除く事業費の2分の1を補助をいたします。</p> <p>ただし、補助金の限度額は、これは大河内町の例によるんですが、300万円ということで、限度額を300万円にさせていただいております。</p> <p>次に、町単独の事業の地元負担率でございますけれども、これも財政状況を勘案して新町発足までに調整するというので、その調整結果につきましては農道の町単の事業における改良・舗装につきましては、負担金として20%を徴し、維持・修繕につきましては50%を補助するというので調整結果をいただいております。</p> <p>以上が産業建設部会の関係でございます。</p> <p>次に、30、31ページと上下水道部会関係の調整結果でございます。</p> <p>まず最初に、第6回の合併協、昨年の6月30日にご承認をいただ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>いたものでございまして、上下水の関係で特に上水関係の方でござい ますけれども、たくさんの項目が、使用料、手数料、そういったもの があります。そういった中で、調整項目といたしまして、特にその他 詳細について調整をせよ、するといった項目が次の項目でございま す。</p> <p>まず、1点目が手数料ということで、加入に係ります手続、異動、 水道工事の指定店、このあたりがその他の詳細項目として調整しなけ ればならない項目として残っておりまして、これらにつきましては、 神崎町の例により調整をされておるところでございまして、加入手続に つきましては、設計審査の手数料、これが1件40ミリで以下と超で いろいろ金額が違います。また、竣工検査の手数料も、1工事で金額 はそれぞれそこに1,570円からございましてような料金設定をさせ ていただいております。</p> <p>参考までに、大河内の方では設計審査の手数料は1件300円、竣 工検査の手数料は1件150円というところで、これらにつきましては は大きな差異がございました。これらにつきましては、上下水道に係 りますこれらの手続を行います職員の人件費、そういったものを算出 の基礎にしながらはじき出した数字ということで、神崎町の額の方を 採用されたというふうにお聞きをいたしております。</p> <p>次に、異動手続並びに水道工事の指定店につきましては同額でござ いますので、この異動については改正の手数料は1件2,100円、 水道工事の指定店につきましては新規の登録手数料ということで1万 円ということで調整をいただいております。</p> <p>2点目に、調整項目といたしまして、加入分担金の取扱いでござい ます。</p> <p>加入分担金については、過去の投資額等を勘案しながら新町発足ま でに新たに調整をするということで両町で調整をいただき、その調整 結果が一般用・営業用の区分を廃止し、これにつきましても神崎町の 例により調整するというところで、下の方の図の方に口径、金額、そし て大河内町の参考例の金額を挙げさせていただいております。大河内 町から見れば、かなり増額になっておるとい部分がございますが、 これも現状のそういう工事等に係ります投資的な部分を勘案した中 で、この数字で調整をさせていただいたというところでございまして。</p> <p>次に、31ページの方では下水道の関係でございまして。</p> <p>まず、調整項目の1つ目が、合併処理の浄化槽の設置の整備事業の 補助金についてでございまして。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>これにつきましては、新町発足までに大河内町の例により調整し、浄化槽管理体制については新町発足後5年以内に大河内町の例により町管理に移行し、集合処理区の使用料と同額を町が徴集するよう調整するという項目がございました。</p> <p>これらの調整結果につきましては、大河内町の例によるということで調整をいただいております。ただし、国庫補助、いわゆる国の補助の伴うもののみを対象といたします。いわゆる営業用・一般用の区分はしないものということで調整をされておるところでございます。これも兵庫県を初め全国的に生活排水のいろんな取り組みの事業が行われた時点、兵庫県では特に「生活排水99%大作戦」ということで、県独自で自治振興事業の補助事業など、いわゆる受益者負担の軽減、そういったものを含めて大きな財政支援を当時行われておりましたが、現時点ではやはりある一定の成果といたしますが、普及率が達成をされたといったこともございまして、財政支援的な部分もなくなってきておりますので、そのあたりも十分加味しながら、神崎町の例から見ますとかなり補助の内容につきましては落ちてまいりますけれども、大河内町の例により新町では調整をしていきたいというところがございます。</p> <p>2点目に、使用料金でございます。使用料金は、内税とし、大河内町の例により調整する。一般家庭以外の工場、店舗等の算定基準は、新町発足までに調整するという項目でございまして、この調整結果につきましては、大河内町の例によるということで、基本料金、使用料は税込で3,150円、人数割の料金は1人につき315円というところがございます。</p> <p>一般家庭につきましては、人数は住民基本台帳を基本といたします。ただし、住民基本台帳に登載されていない場合でも、実際に居住をされておる方があるときは人数割に含むことができるものとするというところがございます。</p> <p>一般家庭以外につきましては、人数は建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準というものがあるんでございますが、これによることとし、使用形態等を加味して決定をまいります。</p> <p>以上のような調整結果でございます。</p> <p>32ページの方が総務企画関係の慣行の取扱い、自治会・行政機構の取扱い、総務関係の選挙の取扱いでございます。</p> <p>まず、1点目が慣行の取扱いということで、式典、名誉町民、表彰についてでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>調整項目といたしまして、慣行的な式典については、合併までに調整するということでございます。</p> <p>この調整結果といたしまして、まず庁舎を開く開庁式でございます。この開庁式につきましては、平成17年11月、恐らく7日になると思いますが、簡易式典を実施いたします。</p> <p>2つ目に、新町発足の式典は、1周年記念として平成18年11月ごろに実施をし、町章、町民憲章、町歌、町木等の披露及び制作者の表彰を含めた式典とする。町章は合併までに決定をいたしますけれども、この町民憲章、町歌、町木、こういったものが新町発足後早急に決めなければならない重要な項目でございます、これらを約1年間かけてやるということで、来年の11月ごろに記念式典をやるということでございます。</p> <p>そして、3点目以降に、よくされております、今年は両町、それから先日市川町で行われましたような町制50周年とかといった、そういう式典でございますが、そういうものにつきましては、名誉町民表彰等につきましても合併後に調整をしまいたいという調整をさせていただいております。</p> <p>次に、自治会・行政連絡機構の取扱いについてでございます。</p> <p>その中で、特に区長会の事務についてでございます。区長会の事務の調整項目といたしましては、上部団体に対する負担金、傷害保険料の負担方法については、新町発足までに調整するという項目で、この調整結果につきましては、大河内町の例により、婦人会等の任意団体と同様の取扱いとさせていただき、活動に対する補助金を区長会に交付をし、区長会の会計から上部への団体負担金、傷害の保険料等を支出をしまいたいということで調整をいただいております。</p> <p>次に、総務関係の事務事業で、選挙の関係でございます。3点ございます。</p> <p>まず、選挙管理委員会でございます、新町の選挙管理委員4名は神崎町から2名、大河内町から2名選出する方向で新町発足までに調整するという項目でございます。</p> <p>これにつきましては、結果といたしまして選出方法については、神崎町から2名、大河内町から2名とするということで調整を出させていただいております。</p> <p>次に、投票区及び開票区等の関係でございます。</p> <p>開票区は1開票区とし、その開票開始時間は新町発足までに調整するという項目でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>開票所は本庁会議室、大河内町の役場の会議室もしくは本庁周辺施設とするということでございます。開票所から最も遠い投票所は、神崎町の第1投票所（作畑）になります。その距離が約20キロの位置にございまして、投票所閉鎖に要する時間約15分、投票箱等を送致するために要する時間等を考慮し、これらにつきましては新町発足後、選挙管理委員会で協議をしております。</p> <p>次に3つ目の項目で、投票区及び開票区等でございます。</p> <p>支所等における期日前及び不在者投票所の設置は、新町発足までに調整するという項目で、その調整結果につきましては、本庁、神崎支庁舎、長谷支所の3カ所に期日前投票所、不在者投票所を設置するという事で調整をいただいたところでございます。</p> <p>なお、本年6月2日、6月15日、7月13日に、両町の選挙管理委員会の合同の会議でいろんな選挙に絡みます調整をいただきました。そして、現時点で選挙管理委員会の方から、新町の11月7日以降50日以内に選挙を行います新町町長の選挙の予定日は11月27日、11月の最終日曜日ということで現時点では予定をされておるというところでございます。</p> <p>これらにつきましても、新町発足後に選挙管理委員会の方で決めて、住民の皆様方にお示しをするというのは、余りにも時間的余裕がございませんので、できるだけこういったものについては早く調整をし、お知らせできるものについてはしていくということで、現時点では新町の神河町の町長選挙については、現時点では11月27日ということでございます。</p> <p>以上、長時間、大変申しわけございませんでした。7件についてのご報告を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、以上、報告第46号につきまして報告が終わりましたんですが、質問につきましては順番にひとつお受けをいたしたいと思えます。</p> <p>まず一番初めに、24-9の農林水産関係事業等についてご質問がありましたらお受けをいたしたいと思えます。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>24-11建設関係事務事業関係、公園等の補助制度とか補助率等について、町単等の地元の負担率等について、ご質問等はありませんか。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田（副議長）	<p>副議長、どうぞ。 神崎町の多田です。 公園等の補助制度なんですけども、これは神崎町では体育施設整備事業補助金交付要綱による、また大河内町では農村公園等整備事業補助金交付要綱、こう分かれとんですけども、これは今度、ここでは調整結果、その事業費の補助金の額だけが上がってきとんですけども、その具体的な補助対象となる部門とかそういうことについては、どういふふうな扱いになるんでしょうか。</p>
小寺（議長）	浅田次長。
浅田（事務局）	<p>申しわけございません。現在、先ほど多田副議長の方からもご質問ございました、神崎町ではこの事業については体育施設が中心でございまして、大河内はそれよりも幅広く修景施設、また健康も含めた農村公園等の整備といった形での補助体系になってございまして、これにつきましては大河内町の例による幅広いいわゆる修景、また健康、スポーツ、そういったものを含めた大河内町の例による形での調整ということでございます。申しわけございません。</p>
多田（副議長）	はい、結構です。
小寺（議長）	ほかにありませんか。
	奥野委員、どうぞ。
奥野委員	<p>神崎の奥野ですが、この用地等についてはどういうことになるんじゃないかね。</p>
小寺（議長）	浅田次長。
浅田（事務局）	<p>用地費については地元で対応をお願いしたいということでございます。</p>
奥野委員	100%ですか。
浅田（事務局）	そうです。
奥野委員	わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
浅田（事務局）	議長、済いません。
小寺（議長）	浅田次長。
浅田（事務局）	<p>先ほど奥野委員さんから、この今回の24-11でございました公園等の用地も含めた整備なんですけれども、あくまでも、これは各両町にございます集落を単位とした中でのこういった修景設備、また健康施設、体育施設といった形でのものでございます。大きな町全体のものについては、町の方でこれから総合計画なりそういったものの中でいろいろ議論をして計画をしまいるかどうかということも検討し</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>てまいりますけれども、これはあくまでも集落内での事業ということでご認識をいただければと思います。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>大河内の立石です。</p> <p>これ、24-9も24-11も、以下7項目について同じことが言えると思うんですが、これは調整項目のいわゆる太骨の部分だけこういう格好で出てきたよと、こういうふう理解しとんですが、これのいわゆる統廃合条例という格好で最終的には上がってくるわけですね。これの作業が具体的に進みようのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。</p>
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>浅田次長。</p> <p>立石委員さんの方からご質問ございましたこれらについての例規約570本、このうちの約211本程度が現在ほぼ完了しております。残りの部分が若干調整を要しておるということで、現在両町の課長さんを中心にエンジンをかけていただいとるという状況でございます。したがって、その例規関係との整合性ももちろん出てまいりますが、例規はできても、事務事業ができ、かつ例規ができてないと、いわゆる予算というものに反映してこれませんので、その辺、それこそ三位一体の取り扱いがこの暑い夏に大変集中してまいるといってひとつご理解をいただきたいと思います。まだ、完璧にはできておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>それでは次に、24-12上下水道関係の事務事業の調整につきまして、ご質問等がありましたらお受けをいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長） 奥野委員</p>	<p>ないようですので、次に移ります。</p> <p>次に、24-12下水道関係の取扱いですね。合併浄化槽関係の補助等について、また下水道料金等について調整が行われております。ご質問がありましたらお受けをしたいと思います。</p> <p>奥野委員。</p> <p>神崎の奥野です。</p> <p>合併処理浄化槽の関係につきましては、水質検査料は個々に現在各家庭で払っておるようなんですが、これについては、集合の場合は1カ所に集合しとるわけなんです。この辺、個人で払うんでしょうか。どういふようになるんですか。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 桐月（課長）	<p>桐月課長、お願いします。</p> <p>神崎町の桐月でございます。</p> <p>先ほどのご質問でございますが、合併浄化槽の管理につきましては、今、大河内町の方につきましては町が管理をしておるということでございます。神崎町につきましては個人管理ということになってございます。新町発足後5年以内に大河内町の例により町管理に移行し、集合処理区使用料と同額を町が徴集するように調整するということで調整をいたしておりますが、したがって5年以内にそういう水質検査も含めて町が管理をして個人からの支払いはないということで調整を図っております。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長） 松山委員	<p>ほかにありませんか。</p> <p>松山委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の松山です。</p> <p>利用料の方なんですけれども、一般家庭のところ、実際に居住している者がいるときは人数割に含むことができるものとするというふうにうたっておられるんですけども、これにつきましての人数把握というのは自己申告なんでしょうか、それとも例えば区長さんなりがその実態を見ての申告なんでしょうか。</p>
小寺（議長） 桐月（課長）	<p>桐月課長。</p> <p>基本的には、住民基本台帳で人数の管理をいたします。ここで登録されていない場合ということでございますので、これはつかみようがございませんので、基本的原則は自己申告ということでございます。したがって、仮に登録がございまして、実際におられないという場合につきましては、例えば学生さんであるとか、そういうことで住民票があっても実際にいらっしやらないということについては、これも自主申告によって実態に合わせていくということでございます。</p>
小寺（議長） 正城委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>正城委員、どうぞ。</p> <p>大河内の正城です。</p> <p>私の家のことを申すんですけども、今言われたことやったら自己申告ということになるんですけども、実際にこの住民基本台帳にはうちの息子の名前は載ってるんですけども、もう随分前からいないんですね。ほんなら、今、桐月さんがおっしゃったことは、それも自己申告でいないということになれば払わなくてもいいというような、そういうような、今とらえ方をしたんですけども、そういう場合は</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうなんですか。</p> <p>だから、今、私は現在ずっと払ってるんですね。東京の方でも払ってるし、ここも払ってるんですね。住民票を移さないと、それは減らないということだと私は思って、ずっと払い続けているんですけども、そのことはどうなんでしょうか、お尋ねします。</p>
桐月（課長）	<p>桐月課長。</p> <p>先ほど来、私が説明しておりますのは、新町、神河町のお話でございますので、今は大河内町さんの例によってされておるといふことでございますので、その辺のところちょっとお間違えないようお願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>上野町長、どうぞ。</p> <p>済いません、大河内町の例なんですけども、厳密に細かいところまでちょっと十分わからないんですけども、確実に認定を、いわゆる自己申告に基づいて認定行為という、そういう行為をいつの段階でどうやるんやという、こここのところの問題だと思うんです。ですから、そのことが明確にされるんなら、それはそれで扱いがそうなるのかなというふうに思うんですけども。</p>
上野（副会長）	<p>ただ、この住民票の異動によって、毎月チェックすることによって膨大な作業量になるんです。ですから、私は下水道課の課長に指示しとんですけども、こういうのを毎月異動に基づいてやるんじゃなくて、今、足立町長が言われてたように、例えば4月1日なり、あるいは5月1日の段階を押さえて、例えば1年間とか、そういうふうにするかの方が事務作業の効率になるん違うかということはあるんですけども、まだそれも今検討中で、新町発足に合わせて、今、桐月課長が言われてるように、そのことも踏まえて調整をしていただきたらなというふうに思います。</p> <p>ちょっと、ですから今の扱いとして疑問が残るのがあると思いますけども、そのことについてはちょっとこの場ではご了承を願いたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>下水道の使用料金につきましては、現行の町ではなくして、今度新しくできます神河町の調整結果でございますので、一応これでひとつご了承願いたいと思います。</p> <p>次に行きたいと思います。32ページになりまして、19の慣行の取扱い、式典、名誉町民、表彰等関係につきましてご質問等がありましたら、お受けをいたしたいと思います。</p> <p>ちょっと、私が質問するんですけど、これの調整結果の2番に、1</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>周年記念として平成18年11月に新町の発足式典をして、町章、町民憲章、町花、町木等の披露及び制作者表彰を含めた式典とするとなつとんやけど、町民憲章から後については、私はこの18年11月でいいと思うんですけども、町章については今日も報告がありましたように、17年の大体8月から9月にはもう町章が決まるんですね。もちろん、多分新しい神河町は11月7日から発足するので、当然、町章を封筒に印刷もするやろし、もちろん名札等にもつけられるとか、いろいろ町章等を利用される。それが1年遅れで披露と制作者の表彰というのはちょっと余りにも私は遅いように感じるんですね。</p> <p>この1番の開庁式、平成17年11月に簡易式典をされるのであれば、この時期に町章を披露と制作者の表彰をされたら、私はいいんじゃないと思うんですけども、ご意見をひとつお聞きしたいと思います。担当どなたですか。</p> <p>どうぞ、藤原課長。</p>
佐谷（課長）	<p>神崎町総務課の佐谷でございます。</p> <p>この件につきましても調整の段階で出てきたわけでございますけれども、要は発足の段階では、町章を決めようということで今作業をしていただいておりますけれども、その発足までの段階で何らかの行為は示さなければならぬだろうということでございまして、新町が発足しましてから後につきましては、やはり式典の中で改めて何らかの形で披露申し上げて何らかの行為をするという、そういうことございまして、発足した後となりますと、まだ職務執行者が暫定でございますし、新町の町長は選挙になってから後ということになりますと、そういった期間を通じますと、やはり町花、町木とか、そういった選定期間も含めた中で、ある一定の落ちついた時期でさかのぼって披露申し上げて検証するという、そういう点からこういったことで調整を終わったところでございます。</p> <p>したがいまして、発足の段階から新しい町章を披露するわけでございますけれども、それまでの段階で何らかの町章に選定したということでの行為はしていかななくてはならないのではないかなというふうに思っております。</p>
小寺（議長）	<p>大河内の議長ですけども、そうすると、町章についてはこの18年11月までにせずに、それまでに何らかの披露とか制作者の表彰をするということで理解してよろしいんですか。</p> <p>佐谷課長。</p>
佐谷（課長）	<p>はい、そういうことでございます。現在、作業を進めていただいて</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 多田（副議長）</p>	<p>おります、町章の選定委員会で今作業を進めていただいておりますけれども、こういった場でやはりその辺の行為をどうするかということも調整していただく必要があるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>多田副議長。 1年置いて新町発足式典をやるということなんですけども、例えばよそ、県下の朝来市あるいは香美町、また南あわじ市等の例を見ますと、今年4月に合併して7月ないし8月にそれぞれ新町発足記念式典を持たれとんですけど、1年延ばされたということについては、その町民憲章以下の部分があるからということなんででしょうか。その点お伺いしたい。</p>
<p>小寺（議長） 佐谷（課長）</p>	<p>佐谷課長。 はい、そういう作業も含めての日程でございまして、1年ということになりますと、発足して1周年という、そういった記念の時期も迎えるわけございまして、その辺、ほかの、他の部分の事務作業も含めてこういった場で検証してはということで調整したところでございます。</p>
<p>小寺（議長） 佐谷（課長）</p>	<p>佐谷課長。 ちょっと補足させていただきますと、両町長がいらっしゃるわけでございますけれども、で開庁式、17年11月ということで簡易式典を実施するということにしておりますけれども、これにつきましては職務執行者で行っていただくわけでございますけれども、式典というような、そんな大きな場面、いろんな式典の中身をどうこうするという、例えば何周年記念式典とか、そういった部分までは考えておりませんで、一応何かの発足に合わせた組織的な面もございまして、例えば職員訓示とか、そういったもの、部分も入ってきますんで、そういう簡易な式ということとしてとらえておりますので補足させていただきます。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>私からもう一遍尋ねますけど、町章、これ表彰は平成17年度の予算でなっとんですね。今回、予算をちゃんと執行して、事務局長の説明もありましたように、最優秀に20万円で、あと優秀賞4名の方については2万円ずつということで、これは17年度の予算でなっとんですね。そうすると、当然17年度中に決まった方に表彰をせなければならぬということになると、表彰は済んだ、もちろん町は町章をいろいろ利用しておると。それが平成18年11月にもう一回披露というて、どういう披露するんですか、町章を。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
佐谷（課長）	<p>これは、私は、ここは町章はもう削除した方がいいんと違うのかな。後の町民憲章とか町花とか、町木等についても、大河内、今ちょうど50周年ですけども、昭和30年に合併してから町民憲章、町花、町木等は随分後に制定をしておるんですね。やはり、町がだんだん成熟していった段階でこういう町民憲章とか町花とか町木というのはやっぱりやっていくもんであって、慌ててする必要は何もないと思うんですね。</p> <p>ただ、町章については、やはりこれは必要ですので、今回非常にたくさんの方の応募をいただいて今選定中であるという報告がありましたので、やはり町章は別にやっぱり披露するというのか表彰するというので、このからは、私は削除の方がいいんじゃないかという、私は思うんですが、佐谷課長さんはどうですか。</p> <p>タイミングよくできる場があれば、大変結構かというふうに思います。しかしながら、これも時点経過というんですか、タイム経過のとりえ方でございます、1周年の式典の中で既に披露につきましては何らかの方法で周知していかなければならないというふうに思っておりますし、選定しましたという先ほどの新町の名称をつけていただきました、そういった形でやっておいて、また新しく今度それ相応の式典のときにその時点をさかのぼりはいたしますけども、改めて検証するという、これも一つの方策と認められるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>事務的には調整しておりますんで、あと、両町長さんいらっしゃいますんで、その辺の観点も含めてこう思っただけであればいいかなというふうに思っております。</p>
小寺（議長） 立石委員	<p>立石委員、どうぞ。</p> <p>大河内の立石です。</p> <p>これ、慣行の取扱いということで、慣行的な式典ということで検討されとるわけですね。私思うんは、新町発足1周年記念として式典をやる。ここでとめといたらいいと思うんですね。ただ、みんなまじめな人が寄っている、これでもかこれでもか、意見出して、これは文章に出とくから今みたいなああじゃこうじゃという意見が出るんであって、私はこの慣行的な式典、これはやっぱりどこもやっとなで、そのやる時期は1年たった来年の11月にやりまんねやと、これでいいと思うんですね。</p> <p>あと、何をそのときにすんねやというたら、町木も決まるとるやろう、町花も決まるとるやろう、それも一緒に披露したらどうですかと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 佐谷（課長）</p>	<p>いうて、中身の細かい話ですわ。そういうふうに私は理解した方がすんなりいくんと違うかなというふうに思いますな。</p> <p>事務局、いかがですか、そういう思いの中で恐らく検討されたんやけど、おい、これも入れとこうや、中身としてはこんなもんがあるぞというほんまの括弧書きの部分をもんと本文に入れてもうとくからおかしくなって。えらい勝手なことって悪いんですけど。</p> <p>佐谷課長。</p> <p>事務調整あるいは幹事会の中でも、これは時期的にどないかなという話は出た上でこういった調整を終わってますんで、例えば表彰とか感謝にしましても、新町長が決まりますまでは職務執行者で出さなければならぬという、そういった面もございますし、やはり新しい新町の町長が選挙で決まってからという、そういう物事のとらえ方もございますししますんで、今、立石委員さんおっしゃったような、そういう形で、ここに書いておりますけども、こういったものも含むことが想定できましたという、そういうとらえ方でございまして、まだほかに何が出てくるかもわからない、1周年記念式典の中では、そういう部分も含めてご理解いただければなというふうに思います。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>足立会長。</p> <p>それでは、私も申し上げますけど、結局、新町発足記念式典というのは1年後にすべきではないというふうに思いますんで、ちょっと他の例を見ましても、新町長が決まって新予算が編成された段階で、また合併にいろいろご苦労いただいた皆さん方の顕彰も含めてやるべきだということでございまして、新町長が決まって新年度予算が編成されれば、本当はここで1つ考えられるのは議員さんが今特例期間でございまして、その辺をどう見るかというのは1つありますんで、その辺のタイミングにつきましては、またいろいろ議論しながらで、今ここで日にちを決定することにはちょっと無理があるんじゃないかなと。それはどうするかということ。</p> <p>しかし、他の町を見ますと、現状では新町長が決まって新年度予算が決まった段階で、合併に対する功労者を表彰する会という形でスタートしておりますんで、できればそういった機がいいんじゃないか。例えば新年度の新春早々ぐらいには、新年度予算、多分12月に上がるんじゃないかと思っておりますんで、17年度予算が上がりますんで、本予算が、17年度の本予算が多分12月に上がるのかなと思っておりますんで、1月にでも発足記念式典ができるかなというふうに思いますししますんで、その辺につきましては特例期間内でも行っておくというこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>とも大事ではないかなと思いますけど、その辺はまた皆さん方のご意見いただいたらいいと思います。</p> <p>立石委員。 今、足立会長の言われたこともようわかるんですが、要はこれからの慣行の取扱いということで、この式典関係についてどうしようかと、1年たったところに1周年記念として発足式典をするんやという方向性を決める話やと思うんですね。やりますよ、こういう調整ができましたと。ほな、その細かい中身の話は、今言われたように、予算も伴う話があります、時期の話があります、どこまで顕彰していくねやというような、いろんなまだこれ以外の要素はあるわけですね。だから、平成18年11月に実施、それは決めてもらって、けつ切ってもうたらええんや、こんなもん。すかつとしとりまんが。こんなもん、これで決まったやないかいて、これ、新しい町長できて、これも入れんねや、これも入れんねや、これもいうたら、今言うてる議論、ちょっと待てと言われたって困りませ、これ、はっきり言うたら。</p> <p>そんな細かいとこまで詰めた話やない、式典をしまんねやということにしてほしいですな。そやないと、融通ききしまへんで。これだけ大きな声出して議論したら、私、そらおかしい、ちょっと待て言いまんが。そやから、もっとすかつとしたらどう。それでもまだおかしかったら、11月を目途に実施するでもええわけや。</p> <p>これかて、確実にそれぞれ今からいろんなプラン立てて予算も伴う話やな。だから、来年の11月に向けて1周年記念をやるんやという中で、頭にあればそれに合うた企画が出てきよる。予算も大体上がってきよる。それぐらいな幅持たしてもらわんとあかんのん違いますか、逆に今度執行部の皆さんや町長になられる方は。要は来年の11月は1周年記念するんやどと位置づけをみんな確認しといたらええんと違いますか。</p>
<p>足立（会長） 立石委員</p>	<p>済いません。 いやいや、議長の方から町章にこだわった話が出るから、わし言よんやでな。何にも。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>足立町長。 慣行的な式典につきましては、1年目、5年目、10年目という形のものが設定される可能性もありますし、それから新町の発足記念式典はあくまでも新町発足から余り時間を置かない機会にやるべきだ。ですから、今回の慣行式典については、新町発足記念式典は別と考え</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>たらいいいんじゃないんですか。そういうことであつたらどうでしょうか。</p> <p>というのは、できるだけ早い機会の方がええんじゃないかと思いますが、他の町の例を見ますとそうですし、1年後に新町発足記念で大勢の人来て、いわゆる他町からお越しいただくというのはちょっとタイミングがおかしいような感じがするんですけど、いかがでございましょうか。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>大河内の立石です。</p> <p>そこまで来たら、言いにくいことを言いますけれども、こうしていわゆる調整会議を何回も持たれて、町長がそういう話、果たしてこの幹事会と意思疎通ができた今の発言なんかどうか、ここらはちょっと私は納得いかんですな、それは。だから、ここは文章、活字になって合併協議会で報告するなら、これでもかこれでもかと詰めた中で自信持って言われるんやったら、町長がそない言うて、いろんな思いがあるんじゃないかと、これで理解もできるんですけども、どうもそうみたいやないから、ちょっと中だるみができとんと違うかなという気がするんで、あえて大きな声で物言うてます。そこらいかがでしょうか。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>足立会長。</p> <p>この点につきましては、私たち、この11月6日に退職するというごことございまして、実は決裁はしておりますけれども、はっきり申し上げて大変その点につきましては詰めが足らなんだということを反省はいたしますが、今提案者が大変お困りになっておって、首長の意見を聞きたいと言ってますんで、私が申し上げた次第でございまして。この点は反省をして、再度協議をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>立石委員、どうぞ。</p> <p>こんなことを言うたら悪いかもしれませんが、報告に対する質疑である程度意見を交えたあれなんで、我々はこのやつを否決するとか、そういう立場にはありませんので、これはひとつ非常におもしろいと言えるのか、強い意見が出たぞということを頭に隅に置いてもうて、この運用を考えてほしいなということなんです。さかいに、この場でみんなの同意が得られた、こればあになった、そういう性格のものでないと、そんなつもりで物は言うてまへんということは、委員の皆さんもひとつご理解をいただきたいと思っております。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ただいま立石委員の方から非常に有意義な発言がありました。</p> <p>ということで、報告でございまして、この合併協議会で否決とい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>うことももちろんありませんしということなんですが、特に調整結果の運用につきましては、十分に検討していただくというようなことで議長として締めくくりをいたしたいと思いますが、それによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ということで、ほかにこれ以外にご質問等がありましたら、お受けをいたしたいと思いますが、ございますか。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは次に、総務・企画部会関係で、23自治会・行政連絡機構の取扱いにつきまして、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思います。</p>
高内委員	<p>高内委員、どうぞ。</p> <p>大河内の高内です。</p> <p>この件ですけれども、これをちょっと調整結果の文章を見ますと、こういった活動補助金とかそういったもの、区長会の会計にすべて計上して、区長会の会計から各そういう例えばここに婦人会と書いてますが、老人会とかいろいろあると思うんですけども、その辺に支給されるんですか。これ見たらそういうふうにししか思われへんのですけど、どないなんです。この上には負担金、傷害保険いうて書いてあるけど、下には活動に対する補助金を区長会に交付し、区長会会計から上部団体に負担金というて、そういうようなこと、何か傷害保険料等を支給するというて、ちょっと補助金とか何かごっちゃまぜになっとるような気がすんですけど、この辺はどうなんです。</p>
小寺（議長）	<p>佐谷課長。</p>
佐谷（課長）	<p>若干ご指摘の部分があるかと思いますが、大河内町の例ということになっておりまして、区長会経費が直接公会計から区長会の方へ出しておりまして、そこらからいわゆる任意団体としての扱いから、上部団体とか活動費、これらについて区長会の方へ出して、そこから納めていただく、支出していただく方が適切かなという、そういったことでの調整を踏まえてこういう表現をしておるわけでございます。</p> <p>直接関与いたしません行政委員会とか、そういった部分につきましては、公の会計から直接経費負担をしてする必要はあるわけでございませんですけども、大河内町と神崎町の例が、神崎町は直接出しておりますけども、大河内町の方がそんなに問題はないというようなことで、大河内町の例に合わせたということでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 高内委員	<p>高内委員、どうぞ。</p> <p>そんな方法出してないと思うんですけど、各その団体に団体が所属しとる課からそういうようなもんを持って、そこからしとるように思うんですけど、何か区長会に一括、これで見たらしたるように思えるんやけど、そんなことないと思うんですけど、どうなんですか。</p>
小寺（議長） 佐谷（課長）	<p>佐谷課長。</p> <p>ご質問、ちょっと確認させていただきますけども、区長会へ出して、そこから団体へ出すという、そういう今の指摘ですか。そういう指摘ですか。</p> <p>じゃなくして、区長会につきましては区長会、あるいはほかの婦人会につきましては婦人会ということで、これも所管とか予算科目も違いますししますので、それぞれの該当科目からそれぞれの団体へ出すということで、区長会へまとめて出してそこからという、そういうことではございませんのでご理解をお願いします。</p>
小寺（議長） 高内委員	<p>高内委員、どうぞ。</p> <p>そしたら、ちょっと調整結果の文言を直してもらわんと、これやったら誤解するように思うんですけどね。区長会に交付して、区長会会計から上部団体に負担金、損害補償金等を支出するとしてあるから、何かすべて区長会にまとめて出して区長会から出されるようになっておるんで。</p>
小寺（議長） 佐谷（課長）	<p>佐谷課長、どうぞ。</p> <p>濟いません。えらい、言葉足らずで申しわけないんですけども、調整結果の中で、婦人会等の任意団体ということと同様の取扱いということでございまして、これは婦人会あるいは区長会、それからそのほかのいろんな任意団体があるわけでございますけれども、こういった部分につきましては共通的な取扱いをしようということでの文言表現でございます。上部団体とか、これにつきましては、一つの町の区長会、例えば神崎町の区長会あるいは大河内町の区長会、これの上部、いわゆる神崎郡の連合区長会とか、それから兵庫県の連合区長会とか、こういったそれぞれの団体毎に上部の構成団体、上部の上級の団体というんですか、構成団体がございまして、そういった部分への負担金、区長会が結成します連合会への負担金とか、こういった部分を指しておるわけでございます。それが上部団体というような表現でさせていただきます。</p> <p>したがって、例をとりますと、神河町の区長会というところで神河町の公の会議から支出いたしまして、ほんでその神河町の区長会</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 高内委員</p>	<p>から神崎郡の連合区長会とか兵庫県の連合区長会へその負担金を払っていくという、そういうことでございます。 高内委員、どうぞ。 そういう説明を聞いたらわかるんですけど、ちょっとこの文章だけでやったらもう一つ理解が得られなんだで。</p>
<p>佐谷（課長） 高内委員</p>	<p>ああ、そうですか。 はい、わかりました。</p>
<p>佐谷（課長）</p>	<p>婦人会とか、要らんことはカットせえということですね。そういうことで、そういうことの方がご理解しやすいということでしたら、先ほどございました大河内町の例により、どこまでですか、「婦人会等の」から「同様の取り扱い」というところまでを消しますと、より鮮明になるということによろしいでしょうか。</p>
<p>高内委員</p>	<p>わかりやすいと思うんですけどね。</p>
<p>佐谷（課長）</p>	<p>はい、わかりました。ほんなら、別に内容的には一緒でございますんで、そういう方がわかりやすいということでしたら、抹消させていただくということで、よろしいですか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほな、議長、それでお諮りをいただければというふうに思います。 高内委員、理解をされたようでございますので、自治会・行政関係、ほかにご質問ございませんか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ないようでしたら、次に移ります。 24 - 2 総務・企画部会関係で、選挙関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思います。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ないようでございますので、報告第47号の7件は終わらせていただきます。 佐谷課長。</p>
<p>佐谷（課長）</p>	<p>濟いません。ちょっと意見がないということで、文面化はしてないんですけど、事務局の方から一番最後に説明がございましたけども、合同委員会で一応11月27日ということで想定をさせていただいておるわけでございますけども、その段階でも合併協議会で報告し、ご理解いただいて、これもやっぱり住民公表していかなければなりません。実質的には暫定委員会、いわゆる発足した段階での新しい委員会で決定し告示をして正式に日が決定するわけでございますけれども、あらかじめの住民への情報提供ということで、この今日の合併協議会を踏まえまして、一応文面的に今度の広報で両町に情報提供させてい</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>ただくということでご理解、ご了承をお願いできればというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの佐谷課長の発言どおりでございまして、11月27日に一応町長選挙を予定をいたしておるということを当合併協議会の中でもひとつご理解を願いたいと思います。</p> <p>それでは、報告第46号の7件が終わりました。</p> <p>次に、ちょっと時間が超過しとんですけども、報告第47号事務事業調整結果の報告について（その2）について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長。</p> <p>それでは、報告第47号についてご説明申し上げます。</p> <p>事務事業調整結果の報告について（その2）。</p> <p>合併協定において、新町発足までに調整するとされた項目の調整結果について報告する。</p> <p>平成17年7月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>報告をあえて分けましたのは、新町の神河町の新しい行政機構ということで、これまで新町の庁舎・名称等の小委員会でもいろいろ検討をいただき、最終的に両町長並びに幹事会等の方で、行政サイドの方でいろいろ協議をいただき決定を見たというところでございます。そういった中で、本日報告をさせていただきます。</p> <p>まず、34ページ、35ページを開いていただければと思います。</p> <p>左側の方、旧と書いておりますのは、本年2月に作成をし、2月27日の合併協議会に提出をさせていただいたものです。この際にも、委員さんの方から大河内町の保健福祉センターの位置づけ、いわゆるラインのところですけども、それと神崎町の支庁舎、この問題についてのたくさんのご意見が出てまいったところでございます。</p> <p>その後、町長会議並びに幹事会、そういう新町の人事の問題も含めて、右側の方のマル新ということで、現在のところこういう形で組織・機構をおさめさせていただいております。</p> <p>なお、この組織・機構は、合併時、両町の職員が大変輻輳し多くなるわけでございまして、現行の機構よりは若干機構が増えておりますので、この機構については一応3年を一つの目標にさせていただいております。本来ですと1万3,000人ぐらいですので、もう少しコンパクトなスリムになった課の配置で済むと思いますけれども、合併時は例えば総務課ですと、現在神崎、大河内にそれぞれ総務課長さん</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>がお一人ずついらっしゃいます。その方が今度一つになりますとお一人で済みますので、そういったやつがほかの課にもすべて共通してまいりますので、合併当初はたくさんのそういう人員配置という形になりますので、当面3年を目途にした機構として右側の方で新ということで上げさせていただいております。</p> <p>なお、一部、4の方で、の方で、機構の中で4情報課ということでお示しを以前はさせていただいておりましたが、神崎町のケーブルテレビの方の管理をする課を情報広報課ということで名称を変更させていただいております。</p> <p>それから、左側の10番農林水産業課ということでご説明をしておりましたが、右側の方で9番助役さんの横あたりにございます農林業課ということで名称をコンパクトにさせていただいております。</p> <p>それから、少し飛びますが、左側の方で15というところで教育課という名称でご説明をしたんですけれども、その後調整をする中で、社会教育との関係がございますので、新町では16の方で学校教育課ということで、明確に学校教育と社会教育を分けさせていただいたところでございます。</p> <p>そして次に、大きな課題といたしまして、第1の小委員会でもいろいろ協議をいただき、町長会議、また幹事会の方でも議論をいただきました神崎支庁舎のあり方でございます。</p> <p>この神崎支庁舎のあり方につきましては、当初は左側の方では8という中で入れておりましたが、いろいろ議論をする中で、冒頭の上野副会長の方からお話がありましたように、神崎支庁舎の位置づけ、いわゆる旧神崎町の住民の皆様方のある程度窓口対応、そういったものができるということで、機能の役割分担が少し変わったというご説明もあったように、神崎支庁舎をこういう形で少し出して、その中の機構といたしまして、大変硬い名前ですけれども地域局、総合窓口を中心とした地域局、それから健康福祉課の主な部分をこちらの方に入ると。当然、大河内の保健福祉センターの方でもこれらの機能については対応できるというふうに調整をさせていただいております。管理的な部門も大河内の住民課の方でも対応できるようにさせていただいておりますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>こういう形で、この間、2月から約4カ月間、町長会議を初めいろいろ議論、協議をいただき、新町の職員の配置の関係、そういったことも想定をいたしながら、こういう機構にさせていただいたというこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>とでご報告を終わらせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました報告第47号について、ご質問等がありましたらお受けをいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、これで本日の報告事項を終わりたいと思います。</p> <p>会議次第で、次に5のその他につきまして、事務局、お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>5ということで、次回合併協議会の開催ということで、本日の事務事業の調整報告、本来これまで調整をしまいいりました項目で特に重要な項目、Aランクと申しておりますものが約84項目ございます。立石委員さんの方からも、例規関係とのそういう整合性でいろいろご質問がございまして、事務局として遅れておるといふふうにお答え申し上げました。</p> <p>このあたりにつきまして、精力的に現在取り組んでいただいておりますので、随時、大変暑い中ではございますが、ある程度幹事会、また両町長の承認を得られれば合併協議会の方で固めて報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、日時等につきましては本日上げておりませんが、次回は神崎町のK-netの局舎の方で開催をしまいいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。</p> <p>1時半から始めまして、非常に時間が経過をいたしました。非常に暑い中、精力的にご議論をいただきましてまことにありがとうございました。</p> <p>合併まで約3カ月と迫ってまいりました。委員の皆さん方も、もし町民の方々からご質問等がありましたら、報告等事項等につきましては、できるだけ町民の方々にお知らせをしていただければ幸いです。</p> <p>まだまだ暑さが続きます。特にひとつ健康には気をつけていただいて、次の合併協議会には是非とも元気でひとつお顔を見せていただきたいと思っております。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>